

## 福祉ホームの設備及び運営に関する基準について

### 1 非常災害対策(条例第6条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や態様ごとの具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)其他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこととしたものである。
- ③ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。  
また「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「夜間(夜間を想定した場合を含む。)の訓練」とは、夜間当直体制下における避難誘導の実態や問題点等を把握し、現下での可能なかぎりの対策を講ずるため平常当直体制のもとでの訓練を実施することとしたものである。
- ⑤ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。  
また「協体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の数も踏まえた災害備蓄の確保などである。
- ⑥ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の施設等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制作りを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。

### 2 暴力団関係者の排除(条例第18条)

**条例第18条**は、指定障害者支援施設を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。

なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。